

青森県における資源管理型漁業の取組状況

魚種	管理内容	漁業種類	対象地区・漁協
ヒラメ	再放流(35cm未満)	沖合底びき網漁業 小型底びき網漁業 定置漁業(底建網漁業) さし網漁業 一本釣漁業	全地区
	期間、区域、目合の制限 休漁の設定	沖合底びき網漁業 小型底びき網漁業	
	かれいさし網3.5寸以上 三枚網、留め網禁止	さし網漁業	
マコガレイ	期間、区域、目合の制限 休漁の設定	沖合底びき網漁業	全地区
	かれいさし網3.5寸以上	さし網漁業	
	再放流(20cm未満)	定置漁業(底建網漁業) 一本釣漁業	
ムシガレイ	かれいさし網3.5寸以上	さし網漁業	日本海全漁協
	小型魚再放流(20cm未満)	全漁法	
マガレイ	期間、区域、目合の制限	沖合底びき網漁業	日本海全漁協 (※さし網目合規制は三 沢市以南の漁協も含む)
	かれいさし網3.5寸以上	さし網漁業	
	小型魚再放流(15cm未満)	定置漁業(底建網漁業)	
イシガレイ	かれいさし網3.5寸以上	さし網漁業	三沢市以南の漁協
マダラ	放卵・放精後の親魚及び小型魚の再 放流	底建網漁業	陸奥湾地区
マダイ	当才魚再放流	定置漁業(底建網漁業)	日本海全漁協
イカナゴ	漁期の短縮、操業統数の制限 ※陸奥湾地区はH25年漁期から禁漁	光力利用敷網漁業 小型定置漁業	陸奥湾湾口地区 白糠・泊地区
ウスメバル	休漁の設定	一本釣漁業 さし網漁業	日本海 津軽海峡地区
	期間・漁具の制限	さし網漁業	
	小型魚再放流 (日本海110g、津軽海峡90g未満)	一本釣漁業 さし網漁業	
クロソイ	再放流(15cm未満)	定置漁業(底建網漁業) 一本釣漁業	風合瀬漁協
キアンコウ	小型魚再放流(2kg未満)	全漁法	風間浦村地区
ウバガイ	漁獲量の上限設定	けた網漁業	北浜海域ほつき貝資源対 策協議会
サザエ	殻高規制(6cm未満)	鉾突き	深浦漁協
アワビ	禁漁区の設定	採貝漁業	易国間漁協 大間越漁協
ミズダコ	再放流(3kg未満) 禁漁期間(7/1～10/31)	タコ籠 タコ延縄 タコ樽流し	全地区
ナマコ	保護区域の設定 漁具の制限 再放流(小型ナマコ)	小型底びき網漁業(手繰 3種) 採貝漁業、潜水漁業等	各地区ごとに設定
トゲクリガニ	放卵ガニ、水ガニ、小型個体の再放 流(甲長雄7cm未満、雌6cm未満)	籠漁業	むつ市川内町地区 外ヶ浜町蟹田地区

青森県海面漁業調整規則による採捕の制限

(採捕の禁止期間)

第36条 次の表の上欄に掲げる水産動物は、それぞれ同表下欄に掲げる期間は、これを採捕してはならない。

名称	禁止期間
あかがい	7月1日から9月30日まで
あかざらがい	4月1日から6月30日まで
あわび	8月1日から10月31日まで ただし、西津軽郡久六島最高点に設置した標柱から四千メートル以内の海域においては9月1日から10月31日までとする。
ほつきがい	5月1日から11月30日まで
なまこ	5月1日から9月30日まで

2 前項の規定に違反して採捕した水産動物又はその製品は、所持し又は販売してはならない。
(昭44規則46・昭54規則26・平20規則25・一部改正)

(大きさによる採捕の制限)

第37条 次の表の上欄に掲げる水産動物で、それぞれ同表下欄に掲げる大きさのものは、これを採捕してはならない。ただし、第一種共同漁業権又はこれに係る入漁権が設定されている漁場において、当該第一種共同漁業権又は当該入漁権を有する者が当該漁場内で行なう種苗の移殖のために採捕する場合は、この限りでない。

名称	大きさ
あかがい	殻長 8.5センチメートル以下
あかざらがい	殻長 6センチメートル以下
あわび	殻長 9センチメートル以下
ほたてがい	殻長 10センチメートル以下
ほつきがい	殻長 7センチメートル以下
さけ	全長 20センチメートル以下
ます	全長 17センチメートル以下

2 前項の規定に違反して採捕した水産動物又はその製品は、所持し又は販売してはならない。

(はたはた卵の採捕の禁止)

第38条 産卵されたはたはた卵は、これを採捕してはならない。

2 前項の規定に違反して採捕したはたはた卵又はその製品は、所持し又は販売してはならない。